

世界最高のナショナルアカデミーを目指して

～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～

令和6年12月20日

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会

1 はじめに

(1) 検討の経緯

- 我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきた中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、日本学術会議（以下「学術会議」という。）の知見や役割はますます重要になってきている。

こうした中、学術会議の在り方については、これまでも累次にわたり改革が求められてきたが、学術会議は「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年(2021年)4月22日）を取りまとめて自ら改革に着手するとともに、政府においても、政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能の強化や、学術会議の運営や会員選考等の透明性を制度的に担保するための枠組を設けることを内容とする法改正を検討した。しかしながら、この政府案に学術会議の理解が得られなかったことから、改めて丁寧に議論し早期に結論を得ることとされ、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」と記載された。

- 本懇談会は、上記閣議決定を踏まえ、学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するため、内閣府特命担当大臣の下、令和5年8月29日に第1回を開催し、10回にわたり議論を重ね、同年12月21日に中間報告を取りまとめた。

○ この中間報告においては、分野横断的かつ課題解決型の学術的助言機能の強化、メディアや多様なステークホルダーと連携し、国民や社会のニーズの把握、情報発信力を強化するなど科学に関する各種ネットワーク機能の強化、我が国の研究力・国際競争力の強化、国際的プレゼンス向上につながる国際活動の強化、そしてそれらを支えるための事務局機能の強化など、学術会議の活動拡大のための機能強化とともに、これら学術会議に求められる機能を発揮するためには、国の機関のままの改革では限界があり、国とは別の法人格を有する組織とすることが望ましいとの見解を示した。

○ 政府はこれを受けて、「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）（以下「大臣決定」という。）を決定し、中間報告で国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされたことを踏まえ、「日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする」こととした。

この中で、「日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進める」としたことを踏まえ、令和6年4月から有識者懇談会の下で2つのワーキング・グループを開催し、具体的な検討を開始した。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日）（以下「骨太の方針2024」という。）において、「その機能を強化するため、独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、独立した法人格を有する組織として必要な法制の検討等を進める」ことを閣議決定した。

○ 組織・制度ワーキング・グループは計10回、会員選考等ワーキング・グループは計8回開催され、12月13日の第14回有識者懇談会にそれまでの議論を整理したレポートを提出し、検討の経緯と内容を報告した。本最終報告は、当該レポートを踏まえ、12月18日の第15回懇談会における議論を経て懇談会としての結論を取りまとめたものである。

（2）ナショナルアカデミーの必要性

○ 科学や学術は、究極的には人類一人一人と人類社会に資するべきものである。すなわち新しい知識の獲得を通じて人間の知的探求心を深化させるとともに、学術・科学の成果を文化として定着させ、国民や政府等の合理的な判断の根拠とするなど、社会課題を解決するために活用されることが期待される。とりわけ、複雑かつ不確実性や変化が伴う社会の課題に対しては、社会が判断を下すための材料の一つとして、学術的・科学的知見に基づいた客観的な助言を、国民や政策担当者とのコミュニケーションをとりながら丁寧に提供することも重要である。また、科学技術は恩恵だけでなく、人類や社会に脅威をもたらすこともあり、常に科学技術の在り方を見直すことも大切である。

ナショナルアカデミーは、これらの科学と学術に求められる使命を果たすべく、現在、主要先進国（G7 加盟国）をはじめとする海外諸国に設置されている。とくに政府の政策に関して、ナショナルアカデミーが政府から独立して適切な学術的・科学的助言を行うことは、その重要な役割とされる。

○ ナショナルアカデミーは各国ごとに歴史的経緯やその在り方は異なるが、おおむね以下のような役割を担っている。

- ① 学術に関する国際的な議論の場に、国の代表として出席する役割
- ② 高度化する社会課題に対し、学術的な助言を行う役割
- ③ 学術界として社会と対話する役割
- ④ 学術の振興策についてボトムアップで政府や社会に提言する役割

○ 我が国においては、日本学術会議法において、学術会議がわが国の科学者の内外に対する代表機関とされている。主要先進国ではナショナルアカデミーは提言機能に加え、顕彰機能及び助成機能も有している。我が国においては、学術会議は提言機能を有し、顕彰機能及び助成機能は、日本学士院、科学技術振興機構及び日本学術振興会等が担っており、また、科学技術の振興を図るための基本的な政策については、総合科学技術・イノベーション会議が担当している。

したがって、我が国の学術会議を海外諸国のアカデミーと単純に比較することは適当ではなく、本懇談会としては、我が国における歴史的経緯や他の関係機関との役割分担なども踏まえ、世界最高のアカデミーを目指し、我が

国に適した形でのナショナルアカデミーとしての理想的な在り方を議論することとした。

(3) 見直しの考え方

(A) 法人化の必要性

- 中間報告においては、政府に対し、学術会議が求められる機能を十分に発揮するための環境を整えるという観点からも、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいと考えられることを報告した。その理由としては、以下のように整理した。
- ◆ 学術会議の使命・目的を踏まえると、独立した立場から政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たすためには、そもそも政府の機関であることは矛盾を内在していると考えられるし、会員選考の自律性の観点からも、主要先進国のように学術会議が選考した候補者が手続き上そのまま会員になる仕組みの方が自然であり望ましい。
- ◆ 学術会議において「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に基づいて自主的な改革が行われていることには敬意を表するが、国の機関のままの改革には制度面でも財源面でも限界が感じられるため、人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約から外れ、外国人会員実現のための制度的な障害をクリアするなど、学術会議が求められる機能を十分に発揮するための環境を整えるという観点からも、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい。

法人化により、活動の拡大強化と、それを支える財政基盤の多様化や事務局体制の充実についての可能性が広がる一方で、国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは、懇談会としてはこれまでの議論の中で確認されていない。
- ◆ 学術会議からは、政府からの独立性・柔軟な自律的組織運営の確保、会員・会長選考の自律性・独立性、法人化による実質的機能減、安定的な財政基盤の確保、改革に伴うコストの考慮などが懸念事項として挙げられているが、仮に学術会議を法人化する場合には、独立性・自律性が現在以上に確保

され、国民から求められる機能が十分に発揮されるような制度設計が行われるべきことは言うまでもなく、本懇談会からも政府に対して強く要請している。また、国による財政的なサポートについても、ナショナルアカデミーの意義及び性格を踏まえて政府が必要な財政的支援を継続して行うことの重要性を、懇談会としても改めて確認している。

(B) 法制化に向けての具体的な検討

- 本懇談会は、中間報告、大臣決定、骨太の方針 2024などを踏まえ、学会会議の機能を強化するため、必要な法制の検討を進めてきた。
- 具体的には、学会会議のより良い役割発揮に向けた機能強化のために学会会議の独立性と自律性をさらに高めることとし、
 - ・学会会議は国民から負託される使命・目的に沿って自律的に活動・運営し、国民から求められる機能・役割を発揮すること
 - ・国が設立する法人として、科学者を内外に代表する地位、政府に学術的助言を行う権限等は、引き続き法律により認めることを前提とした上で、以下のような基本理念の下に議論を進めてきた。
 - ① 会員の主務大臣任命を外し、海外アカデミーのように政府は会員選考に関与しない
 - ② 主務大臣による法人の長の任命と中期計画の認可は行わない（独立行政法人のような組織にはしない）
 - ③ 国の機関のような人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約を外し、マネジメントの自律性を高める
 - ④ 必要な法定事項以外は学会会議の内部規則等に委ねる
 - ⑤ 活動・運営や会員選考の自律性を前提としつつ、外部の意見を幅広く聴く仕組みを担保する
 - ⑥ 使命・目的に沿って活動・運営していることを国民に説明する仕組みを担保する
 - ⑦ 必要な事務局体制の強化を図るとともに、使命・目的に沿って自律的に活動・運営し、期待される機能を十分に発揮する学会会議に対し、国が必要

な財政的支援を行うことを明らかにする。

2 使命・目的

(1) 使命・目的等

- 現行の日本学術会議法においては、学術会議はわが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としている（日本学術会議法第2条）。

しかし、設立以来75年にわたる学術の進歩と社会の変化を踏まえ、国から独立した組織として発展していく学術会議の将来を展望するとき、学術会議には、狭義の「科学」にとどまらず、「あるものの探求」と「あるべきものの探求」を両輪としつつ、哲学や倫理などの視点も交えて学術の在り方を問い直し、学術の方向性や社会との関係も含めてその統合を志向するような俯瞰的な議論を通じて、学会や審議会ではできないナショナルアカデミーにふさわしいオンリーワンの活動、特に、世界的・社会的にインパクトのある提言等を行うことが期待されているものと強く感じる。

- このため、まず懇談会としては、学術会議の究極的な使命・目的は、学術の在り方を問い直すことも含めた学術の方向性や学術と社会の関係などを中長期的な視点から俯瞰的に議論することであることを確認する。

- また、基礎科学を含めたあらゆる学術は究極的には社会の役に立つものであり、学術には応用や実装の観点も含まれるということから、国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していける組織であることも求められる。

- 近年、いわゆる「政策のための科学（science for policy）」が強く求められるようになってきていることも世界的な潮流であり、海外のナショナルアカデミーの使命・目的の中で大きなウェイトを占めるに至っている。

学術会議には、海外アカデミーが果たしている役割、すなわち社会の関心及

び状況等を踏まえつつ科学的エビデンスや学術的な知見を適切に整理し、政府等と丁寧なコミュニケーションをとりながら適時適切に提供していく役割に果敢に挑戦し、積極的に引き受けていくことも期待されている。

- このように拡大・深化し明確化された使命・目的を踏まえた学術会議の基本理念は、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するとともに、学術の向上発達及び学術の成果を行政、産業及び国民に還元し社会の課題を解決することを通じて、国民及び人類の福祉並びに我が国及び人類社会の発展に貢献することであると理解される。
- 学術会議と国との関係は、学術会議が自律的な活動・運営を通じて期待される機能・役割を十分に発揮し、国民から負託された使命・目的を実現していくという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理できる。

(2) 法人形態

- 懇談会としては、将来的・最終的には、活動の拡大はもとより財政面も含めて自律性も高め、海外アカデミーに見られる公益法人のような形に落ち着いていくことが、ナショナルアカデミーとしての学術会議の理想的な在り方ではないかという思いを抱いている。

学術的助言等の活動に対する国民及び社会からの信頼を積み重ね、理解と支持を獲得し、財政基盤の多様化を進めながら自律的な運営に至る。その一方で、学術と政治や行政との適切な関係を構築することを通じて、国からも一定程度の支援を受ける。ここに至れば、もはや政府任命の監事等が置かれる理由はなく、国にとっても無用のコミットメントを続ける意味はない。
- ただし、そこに着地するまでには、海外アカデミーに見られるような長い努力と実績・信頼の積み重ねが必要となる。このため、懇談会としては、まずは国が設立する法人として出発し、より良い役割発揮に向けた努力を通じて国民の理解と信頼を獲得するよう努めつつ、財政面も含めた運営の自律性を着実に高めていくことが現実的であると考え。そして、政府においても、

ナショナルアカデミーの重要性をよく理解し、学術会議のより良い役割発揮に向けた取組等をさまざまな形で支援していくよう期待することが、我が国におけるナショナルアカデミーの歴史的経緯や社会・経済の状況を考えれば、現実的で望ましい方向性であると確信する。

- このように考えると、学術会議を国が設立する法人とし、我が国の科学者を内外に代表する地位、国に学術的助言を行う権限、国からの財政的支援など、海外アカデミーや他の国内法人に例のない特別な地位・権限及び国による必要な財政的支援を法律によって保障するのは、ナショナルアカデミーとしての使命・目的が確実に遂行されるための条件・環境を整備するためである。したがって、使命・目的に沿って自律的に活動・運営が行われ、より良い役割発揮に向けて不断の努力が重ねられていることを国民に説明するための仕組みも、学術会議と国民との約束として法律により制度的に担保される必要がある。

よって、制度を創設し国費による財政的支援を行う国は、学術会議の活動・運営が適切・適正であること、学術会議が国民の福祉と我が国社会の発展に貢献するナショナルアカデミーであることを国民に説明できなければならないと考えられ、そのための仕組み（評価、監事など）が法定され担保されなければならない。

- 学術会議の活動・運営の全般について外部の意見を幅広く聴くように努めることは、より良い役割発揮に向けて国民の理解と支持を得ていくためには不可欠である。法人として新たに出発する学術会議に対して、少数の科学者だけが内輪の論理で独りよがりになってしまうのではないかというような懸念を生じさせないためにも、そのために必要な仕組みを制度的に担保しておくことが望まれる（選考助言委員会、運営助言委員会など）。

- 海外アカデミーの状況は国によってさまざまであるが、我が国のような特別な地位・権限及び国による財政的支援が法律で保障されている国はなく、上記のような考え方は海外アカデミーとの比較においても齟齬をきたすものではない。

また、我が国においては、国による財政的支援とガバナンスへのコミットメ

ントとはトレードオフの関係にあることも、ヒアリング等を通じて明らかになっており、問題はない。

- 以上のような懇談会の考え方は、学術会議のより良い役割発揮に向けた取組や法人化に関する懸念についての意見などを聴きながら、学術会議が国民や政府からの理解と支持を得て発展していくためにという観点から、懇談会として議論してきたものである。
- なお、これまでの議論の過程で繰り返し確認されてきたとおり、所要の法律案を策定する場合、条文化するのは法制的に必要となる基本的・重要な事項、制度の大枠にとどめ、詳細は内部規則等に委ねることが望ましい。

3 業務等

(1) 業務及び権限

- 前述した使命・目的及び基本理念を踏まえると、学術会議の具体的な機能・役割は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項の審議や政府に対する学術的助言、学術に関するネットワークの構築及び活用、国民及び社会との対話の促進、国際的な連携及び交流などを行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術の知見を活用して社会課題の解決に寄与することだと考えられる。
- 学術的助言については、学術会議が「タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化」をアクションプランの冒頭に掲げ、課題解決型の助言機能強化に向けて、社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について、迅速な取組を進めつつあることは歓迎したい。

「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」をはじめ、現在準備中の生成AIを受容・活用する社会の実現に向けての提言、国民の健康維持・増進に資する食品制度に関する提案等についても、成果を期待しつつ注視している。

特に研究セキュリティについては、「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」でも言及されているところではあるが、我が国の研究者が安心して研究に取り組める環境を整備し研究力強化等に資することはまさに喫緊の課題であり、我が国の研究者を代表する機関である学術会議に対し、精力的な取組を率先して進めるよう強く望むところである。

- また、研究セキュリティはもとより、我が国の科学者を代表する機関である学術会議には、学協会との適切な役割分担・連携、包摂的な科学技術・イノベーションを可能にするための環境整備、高度人材の育成と活躍、我が国の研究力強化や学術界全体の発展・向上のための取組も求められている。
- 学術的知見が現代社会を取り巻く諸課題の解決に最大限活用され、公的資金の担い手である社会構成員や産業界からの支持を獲得していくため、換言すれば、学術的助言等の実効性を高め、学術会議が国民・社会から理解と支持を集めながら活動と予算を拡大していくためには、国民・社会の関心やニーズを適切に拾い上げ、実現・実装の視点も加味した課題設定や審議などが望まれるところである。
- いわゆる政策のための科学（science for policy）に適切な形で寄与するということも、学術会議が国民や社会からの理解と信頼を得て支持を拡大していくためには不可欠であり、学術的助言の実効性を高めるためのさまざまな取組が求められてくる。
- 現在社会が直面している課題に限らず、これから起こりうる課題への取組について、いわゆるストラテジックインテリジェンス（戦略的調査分析機能）の観点を含めて進めていくことが重要であることも言うまでもない。

（2）中期的な活動の方針等

（A）中期的な活動の方針

- 学術会議が国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動して

いくためには、アメリカ、イギリスなどの海外アカデミーと同様に、中期的な活動の方針を策定し（任期が6年なら期間も6年）、達成しようとする使命・目的の明確化・具体化を図りながら積極的に発信していく必要がある。

- 記載事項としては、業務（学術的助言、国際活動、各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進）の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務などが考えられるが、何よりも、世界最高のアカデミーにふさわしいビジョンを国民に（さらには世界に）示していくという姿勢が望まれる。
- 中期的な活動の方針は、予算要求の実質的な根拠及び評価・監査の基準となるものであるから、外部の意見を幅広く聴きながら策定することが期待される。学術会議が自主的にさまざまな方法でいろいろな意見を聴取するのはもとより望ましいことではあるが、法律に基づいて国が設立し必要な財政的支援も行う法人である以上、運営助言委員会及び評価委員会の意見を聴くことが担保される必要がある。

(B) 年度計画等

- 予算要求の前提として、翌年度に予定する活動・運営を明確に示し、その必要性・合理性を説明するため、中期的な活動の方針を踏まえた具体的な年度計画を作成する必要がある。
- 学術や社会・経済活動の変化が加速しつつある中、6年というスパンの活動の方針だけでなく、それをブレークダウンした3年程度のアクションプランを作成し、必要に応じて更新しながら年度計画と接続して弾力的に活動・運営を進めていくことも考えられる。

4 会員及び会員選考

- 学術会議が国民から負託された使命・目的を適切に遂行するためには、活

動・運営を担う会員の選考が何よりも重要であり、会員選考が独立して自律的に行われることを前提に、

- ・我が国の代表にふさわしい学術的に卓越した研究・業績を有する会員が選ばれること
 - ・会員は客観的かつ透明性を確保しつつ国民に説明できる方法で選考されること
 - ・会員構成等に学術の進歩と社会の変化が自律的に反映されること
 - ・選ばれた学術的に卓越した会員が存分に働けるような身分に関する仕組み（適切な任期等、定年年齢、会員数など）が整備されること
- が必要である。

- また、学術会議の活動（提言等）が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オプレーションが適切に機能する前提だとしても、
- ・よりよい選考基準や選考手続き等を検討するために、外部の意見を幅広く聴くこと
 - ・会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないために、外部に説明できるような選考の仕組みを整えること
- を国民との約束として制度的に担保することが必要である。

（１）国民が納得できるメンバー

- 科学者の価値は「新しい価値や知識の創造」であり、会員選考において学術的な卓越性が最終的な価値であることがナショナルアカデミーのスタンダードであると確認された。したがって、会員の領域・カテゴリーごとに「新しい価値や知識の創造」とはどのようなことを考え、選考に先立って、学術会議にふさわしい学術的な卓越性に必要な資質・選考基準の言語化に務めることが不可欠である。
- 学術に関する重要事項の審議を主な機能・役割とする学術会議においては、学術の在り方を問い直すことも含めた学術の方向性や学術と社会の関係などを俯瞰的に議論するための高いダイバーシティを確保することも必要である。

外国人会員の重要性についても海外アカデミーへの調査で改めて確認されたところである。性別、所属機関、地方在住者、若手研究者などとともに、新分野・融合分野などの学術的なダイバーシティや国際的な研究・業績など国際的な観点におけるダイバーシティの維持・向上に努めることが特に強く求められる。

- 我が国の科学者を内外に代表する機関である学術会議には、卓越した研究・業績はもとより、異なる専門分野間をつなぐことができる資質、政府や社会と対話し課題解決に向けて取り組む意欲と能力、国際的な活動実績、そのほか学術会議の使命・目的の実現に貢献する幅広い資質、科学者や学術会議会員としての高い使命感や倫理観などが求められる。これらについても、選考方針等の中で適切に言語化していくことが求められる。
- なお、国際的な利益相反可能性の開示、透明性の確保、説明責任の明確化などは、科学者コミュニティにおける研究セキュリティの重要性を踏まえれば、学術会議の会員に対しても（他の科学者以上に）求められるところであり、学術会議において自律的な対応を速やかに進めていくことが必要である。

（２）国民に説明できる選考方法（客観性・透明性等）

- 会員が仲間内だけで選ばれる組織であると思われたいためには、ファーストスクリーニングと候補者の絞り込みを同じメンバーが（同じメンバーだけが）行わない仕組みが望ましい。
選考過程の客観性・透明性、納得性を高めるためには、コ・オプテーション方式を前提としつつ、海外アカデミーのような投票のプロセスを組み合わせることが必要であり、グローバル・スタンダードの観点からも重要である。
- また、投票制が実質的に機能するためには、選考に先立って
 - ・ 学術の進歩と社会の変化を踏まえた分野の設定（新規分野・融合分野への対応、既存の専門分野の見直しなど）、

・ダイバーシティも考慮した会員数の適切な配分

をきちんと行うことが重要であり、専門分野の設定・会員数の配分についても、外部の意見を聴いて内外に説明できる形で決定する仕組みが必要である。

○ 投票制などの具体的な選考プロセスは、選考助言委員会の意見を聴きながら学術会議が自律的に決定することが適当だが、以上のことから、次のような大枠は法律により制度的に担保されることが必要である。

① ダイバーシティの大枠、専門分野の設定及び会員数の配分を内外に説明できる形であらかじめ定めること

② 候補者となる者の裾野を広げるため、会員以外（大学、学協会、国研、産業界等）からの候補者推薦の仕組みを設けること

③ 各専門分野における選考は、少なくとも当該専門分野に所属する会員全員が参加する投票により行うことと

※専門分野以外の会員もある程度入っている方が、幅広い視点からの議論・選考という観点からも望ましい

④ 当該専門分野以外の会員が参加する大分野別又は会員全体での投票を行い、候補者を絞り込むこと

⑤ 議論の過程や投票結果は関係者において共有されること（保秘にも注意）

※形式的なものではなく実質的な意味のある投票とすべき

○ なお、会員選考の重要性に鑑みれば、学術会議には、会員選考に先立って選考方針（仮称）を策定し、会員の資質及び会員の領域・カテゴリーごとに言語化される選考基準、ダイバーシティのバランスの大枠、設定する専門分野と会員数の割当、外部からの推薦手続き、投票の方法などを内外に明確にすることが求められる。

○ 専門分野における選考については、専門分野以外の会員も入っている方が適切な人選が行われるのではないかと、あまりに細分化すると不都合が生じたり誰が誰に投票したか特定されてしまったりするリスクがある、などの意見があった。学術会議においても最近では近接する複数の専門分野で合同してシ

ョートリストを作成していることに鑑みれば、③の「専門分野」はそのようにやや広く捉えて運用していくことが適当であると考える。

- 選考委員会や選考助言委員会における議論の過程や投票結果などを記録に残し関係者が共有することは、仲間内での選考が行われているのではないかという懸念を予防し、慎重な推薦を促すためにも重要であるが、適切な議論が公正に進められるためには、プロセスや投票の保秘も大事である。

具体的な記録方法、共有の範囲、保存方法・期間などについては、以上の要請や公的な文書に関するルールなどを踏まえつつ、学術会議において、選考助言委員会の意見も適宜聴きながら、検討することが望まれる。

- なお、これまでの議論の中で、特に専門分野別の投票について、主要分野の候補者が境界的・隣接的な領域に比べて常に優先されるような結果にならないための工夫の必要性も指摘されている。

(3) 会員数・連携会員（協力会員）及び会員等の身分

(A) 会員数・連携会員

- 学術会議の会員数が諸外国に比べて極端に少ないことはかねてから指摘されてきた。新分野・融合分野への対応やダイバーシティの向上に努めつつ、俯瞰的な議論を行い、活動の範囲を広げていくことを可能にするためには、必要な会員数を増員することが望ましい。
- 連携会員制度については、趣旨や必要性、会員との関係などについて、法制的に十分整理されていない点も見られる。また、会員と連携会員を合わせた約 2,100 名という人数は、学術会議が学術的に卓越した会員で構成されるべきこととの関係でも過剰感がある。
- このため、会員数と連携会員制度を併せて見直し、会員数を適切な数まで増員するとともに、連携会員制度に代えて会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みを整備することが適当である。

○ 会員については、学術的卓越性を維持する必要もあることから、定数は数十名規模の増員（上限 250～300 人程度）とし、学術の進歩や社会の変化を踏まえつつ、段階的に増員していくことが考えられる。たとえば上限を 250 人とし、法人発足時には 230 人、その 3 年後の改選時には 250 人とするなどが考えられる。

○ 連携会員については、法定事項とはせずに学術会議の内規により運用することとする方が法人化のコンセプトに沿ったものになる。たとえば、会員がまとめ役として方針等を決定し、会員以外の者が弾力的に審議等の活動に参加し会員に協力する仕組みとして整備することが考えられる。

その場合には、法定組織である従来の「連携会員」との混同を避けるため、「連携会員」以外の名称（たとえば「協力会員」と）することが考えられる。

(B) 任期・再任、定年（選ばれた卓越した研究・業績を有する会員が存分に働けるような身分に関する仕組み）

○ 学術会議において卓越した研究・業績を有する会員を選考しようとする場合、6 年という任期、任期延長・再任不可、70 歳定年という現行制度では人材枯渇のおそれがあり、学術会議の活動・運営への各会員の習熟、諸外国のようなメンバーシップ制に由来する慎重かつ厳格な選考の要請等の観点からも、見直しが必要である。

一方、学術会議は学術に関する重要事項の審議を主な機能・役割とし、海外アカデミーのような顕彰機能は持たないことから、学術の進歩と社会の変化に応じて会員構成が適切に変化していくことも求められる。

○ このため、法律上の枠組みとしては、任期は 6 年のままで任期延長と定年を弾力化し、人材登用の可能性を広げた上で、再任の頻度や現在の定年延長についての実際の運用は、学術会議の自律的な判断に委ねる仕組みとすることが適当である。具体的には、特別な事由がある場合に限り

- ・ 任期の延長を 1 回のみ可能とすること、
 - ・ 定年年齢を 75 歳まで延長可とすること、
- などが考えられる。

- なお、任期及び定年の延長については、希望すればほぼ自動的に延長されるような運用ではなく、会員としての活動実績も考慮しつつ新規会員と同等の厳格な審査が行われる必要がある。
- 会員としての任期終了後は再び会員として活躍する機会が一切ない現行制度は、学術や社会への貢献や人材活用という視点からは、必ずしも適当ではない。一定期間を経た後で再び会員として選考されうることを可能にするための見直しを行うべきである。
- また、定年年齢等の見直しに併せて、定年退職の日は誕生日ではなく、誕生日の直後の9月30日とし、欠員補充は原則として年1回とすることが、ダイバーシティの維持や選考実務の煩雑さを勘案すると適当である。

(4) 選考助言委員会

- 学術会議の活動（提言等）が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オペレーションが適切に機能する前提としても、
 - ・ よりよい選考基準や選考手続き等の検討のために外部の意見を幅広く聴くこと
 - ・ 会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないために外部に説明できるような選考の仕組みを整えることを国民との約束として制度的に担保することが必要である。
- このためアカデミア全体や産業界等から会長が任命する科学者（会員以外）を委員とする選考助言委員会の設置を法定し、会員選考の方針の案等を作成するに当たって意見を聴くことは、学術の独立性や学術会議の自律性、コ・オペレーションの理念と、外部の知見を取り入れる必要性、分野や選考の固定化・既得権化の抑止、議論や決定過程の透明化・国民への説明責任などを調和させる工夫として、極めて優れた仕組みであると考えらる。
- 議論の過程などを記録に残し必要に応じて適切な範囲で公開することで、会員が仲間内だけで選ばれているという懸念は解消されることから、学術会議にとってのメリットも大きい。

○ 選考助言委員会を通じて外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性や、委員会が意見を述べるのがコ・オプテーションや自律性の制約にならないか懸念する向きもあるが、

- ・ 委員は会長任命であり、優れた研究又は業績を有する者であること
- ・ 意見の対象は選考に関する方針や手続きであり、各会員の個別の選考について意見を言うことは想定されていないこと
- ・ 意見に法的な拘束力はないこと
- ・ 議論の過程は記録に残し、検証可能であること

などが前提であり、そのような問題を生じることは考えにくい。

仮に選考助言委員会から学術会議が従えないような意見が述べられるケースがあったとしても、客観的に検証することができるため、学術会議の主張の正統性が証明されるであろう。

○ また、現在でもさまざまな外部団体などから意見を聴いており、法定すべき事項を最小限にとどめることが望ましいという基本に立てばあえて法定する必要はないという意見もあるが、制度的に担保すべきと考える。

○ このように、懇談会としては、学術会議が指摘するような懸念は多分に法律の規定の仕方の問題であると受け止めており、所掌事務の明確化や委員の要件・構成などについて検討を続けてきたところである。

いずれにせよ、条文化するのは基本的・重要な事項、制度の大枠にとどめ、詳細は内部規則等に委ねることが望ましいということは、重ねて指摘しておきたい。

(5) 新たな学術会議の発足時の会員の選考

(A) よりオープンで慎重かつ幅広い選考方法

○ 新たな学術会議の発足時の会員の選考は、その後のコ・オプテーションによる会員選考のベースとしても極めて重要であり、新法人への移行を機に適切なセットアップを行うことは、新たな学術会議に対する国民の理解と支持を得るためにも望ましいと考えられる。

- このような初期メンバーの選考は、学術会議の使命・目的の拡大・深化及び明確化を踏まえつつ、学術の進歩と社会の変化を会員構成に反映するという重要な意義を有していると言える。
- 新分野・融合分野への対応、ダイバーシティを踏まえた会員の多様性の拡大、極めて卓越した研究・業績を有する元会員の再任など、具体的な選考方法としては、現会員だけによる候補者の研究・業績の卓越性の精査では必要十分な選考を行うことは難しいと考えられる。

このため、大幅な見直しを行った平成17年制度改正時を参考にして、現会員だけによるコ・オプテーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法により行うことが適当である。
- その上で、それ以降の通常の会員選考については、原則どおり新会員によるコ・オプテーションによることとすべきである。

(B) 現会員としての任期が残っている会員の取扱い

- 新たな学術会議の発足時の会員については、まず、すべての会員を平等に、オープンに慎重かつ幅広い方法で選考することが考えられる。この場合、法人発足時に現在の会員としての任期を残している人たちも新会員として選考されることも可能であり、任期6年の会員として活躍していただくこともありうる。
- 反対に、現在の会員としての任期を残している人たちが任期6年を前提に任命された経緯を重く見て、他の会員のような選考を経ることなく新法人の会員とみなすことも考えられる。この場合には、任期・定年など会員の身分に関する条件は現在の会員のものを引き継ぎ、爾後の会員選考に係るコ・オプテーションには参加しないことになろう。
- どのような取扱いが具体的に妥当かについては、懇談会でも多くの意見が述べられた。

議論のまとめとしては、新法人発足時に任期が残っている現会員に配慮しつつ、新たな会員をオープンに慎重かつ幅広い方法で選考し、当該会員が次

の会員を選ぶ形とすることでコ・オペレーションの理念も維持することが、現実的かつ妥当であるという結論に達した。

5 内部組織

(1) 総会及び役員会

- 学術会議には、最高意思決定機関として引き続き総会を置くこととし、その下に役員会を置き、中期的な活動の方針や予算の案等を作成するとともに、日々の業務の遂行を担うこととするのが適当である。
- 役員会の構成員としては、会長及び副会長のみ法定し、それ以外は学術会議の内部規則等に委ねることとするのが適当である。

(2) 会長等

- 学術会議の会長に卓越した研究・業績が求められるのは当然だが、それに加えて
 - ・学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン
 - ・組織マネジメント及びガバナンスに係る能力・経験（学術的機関の指導的地位における活動実績）
 - ・会員や国民・社会とのコミュニケーション能力なども必要である。
- 学術会議の使命・目的の拡大・深化、法人化後に想定されるマネジメント等に係る業務量及び責任の増大を考えれば、会長を常勤とすることにも十分な理由が認められるが、懇談会における議論の結果、会長は常勤又は非常勤の一方にあらかじめ限定せず、勤務形態を弾力的に設定することが、クロスアポイントメントの考え方なども取り入れながら適時適切な人材を確保するためには適当であるという結論に達した。

- 会長の任期については、適材適所の観点から、任期3年・1度に限り再任可とすることが現実的であると考えられる。
- 会長は引き続き会員の互選とすることが適当だが、会長に求められる資質を十分に勘案しながら選考するためには、慎重かつ丁寧なプロセスで選出することが必要である。たとえば学術会議の内部に会長選考委員会（仮称）を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。
- マネジメントの継続性の確保については、前会長は新会長が選出されるまで会長の職務を務めることとし、会長の任期中に会員としての任期が切れる場合及び定年を迎える場合には、会長としての任期中は会員としての身分を維持できることなど必要な措置を検討すべきである。
- また、会長を補佐して学術会議の業務を掌理する副会長を引き続き3名程度置き、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行うことが適当であろう。

6 使命・目的（ミッション）に沿った活動・運営の支援

（1）財政基盤

- 学術会議と国との関係は、学術会議が自律的な活動・運営を通じて期待される機能・役割を十分に発揮し、国民から負託された使命・目的を実現していくという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと整理されている。
- 懇談会としては、ナショナルアカデミーの重要性に鑑み、国民から負託された使命・目的に沿って自律的に活動・運営する学術会議に対して政府が必要な財政的支援を行うことを強く希望するとともに、学術会議においても、独立性・自律性の拡大という今般の改革の趣旨（法人化の趣旨）を適切

に認識し、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、活動の活性化やクオリティの向上という観点からも、財政基盤の多様化に向けた取組を進めるよう要請したい。

- 学術会議が国民・社会から理解と支持を得ながら活動と予算を拡大していくためには、基盤研究の充実のための活動とともに、国民・社会の関心やニーズを適切に拾い上げ、実現・実装の視点も加味しつつ課題設定、活動の企画・マネジメント等を行い、タイムリー・スピーディな学術的助言の発出等に努めていくことが大事である。いわゆる政策のための科学（science for policy）への寄与も、同様の文脈で語るができるであろう。
- 懇談会としても、第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言において明らかに感じられるこのような学術会議の方向性・姿勢を強く歓迎するとともに、政府、国研、産業界などにおいても我が国全体として連携・支援していくことを期待する。
- 国から独立した法人に移行する学術会議に対して行われる(A)国からの財政的支援の内容としては、
 - ① 経常的な活動・運営（人件費、広報経費、庁舎管理経費など）
 - ② 学術自身の価値を目的とする活動（学術の在り方・社会との関係や基本原理に係るもの、研究基盤・研究環境の整備など学問・学術のインフラに相当する活動など）
 - ③ 学術の用途を目的とする活動（喫緊の社会課題への対応）
 - ④ 政府等への学術的知見の提供（国からの審議依頼等）などが考えられ、このほかに(B)外部資金による自主的な活動のための経費の獲得に努めていくことになる。
- 支出元や資金の性質については、懇談会の委員から、
 - ・世界的にミッション・オリエンテッドな経費が増える趨勢にあるのは、アカデミアの知見が必要な課題が増え、アカデミアの活動範囲が広がってきているからであり、

- ・この意味でのミッション・オリエンテッドな役割も引き受けていかないとアカデミーの活動は頭打ち・縮小につながりかねず、国費だけでは学術会議の活動の拡大・深化は期待しにくいこと、
 - ・また、海外アカデミーでも、学術的助言を発出するだけでなく実効性を高めていくことに腐心していること、
- などが指摘されている。

- いずれにせよ重要なことは、国から必要な財政的支援を受けるためには、以上のような経費の区分にかかわらず、学術の方向性や学術と社会の関係などを中長期的視点から俯瞰的に議論するという学術会議の使命・目的に沿ったものであり、適正・適切なプロセスで実施されることである。

したがって、翌年度に実施しようとする活動は年度計画の中にしっかりと位置付けられるとともに、その意義やコンセプト、方法、プロセスなどが国民に説明できるものになっていなければならない。

どの程度詳細な説明資料をどれだけ作成するかなどについては、①②③④の経費の区分の性格を踏まえながら、その性質や内容に応じて学術会議が適切に判断していくこととなる。

- 以上のことは、組織として国に対して予算要求を行う以上は当然必要となることであり（他の国の機関等も同様のことを行っている）、国以外の外部から資金提供を受ける場合にも同様である。

海外アカデミーにおいても、このような取組を通じて財政基盤の多様化が進むとともに、活動の活性化やクオリティの向上を通じて国民や社会の理解と支持を獲得し現在のようなステータスを有するに至ったものと考えられる。

学術会議においても、このような自律的な運営に向けた取組に挑戦するとともに、政府においても、適切な財政的支援が講じられることを改めて強く期待する。

- また、国から独立した法人格を有する組織への移行が学術会議の運営にとっての不利益にならないようにするとともに、自助努力を図ることを支援するため、政府において税制上の所要の措置を講じることも大切である。

(2) 事務局機能/会長サポート機能の強化

- 学術会議が国民から負託された使命・目的に応え、予算を増額させながら活動を拡大・深化していくためには、事務局の機能・体制を強化し、活動の企画・推進・運営を支援していくことが必要である。
- 会長が勤務形態などにかかわらずリーダーシップを十分に発揮できるような環境を整備するという観点からも、事務局の機能・体制を強化することは極めて重要である。
- このためワーキング・グループでは、博士号所持者、URA等を事務局の職員として適切に配置し、
 - ・ 課題の拾い上げ、必要な調査分析
 - ・ 実装への道筋等を考慮したアジェンダ設定、活動の企画及びマネジメント
 - ・ 活動の成果の普及、利活用の促進
 - ・ 活動に必要な資金の獲得の努力など会員の活動を幅広くサポートし、促進・強化を支えていく必要があると考える。アカデミアと政府・産業界などの実務をつなぐ、いわばファシリテーターのような役割も期待される場所である。運営の自律性の拡大により、このような取組が容易になることも、法人化のメリットとして確認しておきたい。
- 上記のような人材が、学术界、国研、産業界などを活躍しながら移動することにより、それぞれの問題意識や働き方を共有し相対化することが可能になる。我が国及び人類社会が直面する課題を解決していくためには、学术界においても、産業界、行政、地域社会などと連携した取組が求められることは言うまでもない。そのためには、その中核を担い積極的に活躍していくような人材を育成する共創の場が必要であり、共創の場を整備することも、学術会議の新たな役割として期待される場所である。
- また、会員の支援にとどまらず、会長等と高いレベルで議論し助言を行うことのできる戦略部隊のようなスタッフ（又はユニット）の設置を検討すべ

きという意見もあった。

このような役割を担う適切な人材を主に学術会議外部から招聘して配置し、事務局長（事務局）及び博士号所持者、URA などとの有機的な連携・協働を図ることにより、いわゆる研究者だけでは十分に対応しきれない可能性がある「政策のための科学」の領域を中心に、会長及び学術会議の活動を強力にサポートしていくことが期待される。

- 多分野にわたる会員間の連携や、外部のステークホルダーとの連携などのネットワークの機能強化、上記の活動のサポートの強化とともに、国民の関心の高いテーマの適時適切な発信、提言等の活動内容の政府等への周知などに関する機能を強化することが重要であり、そのためにも、世界最高のアカデミーにふさわしい事務局のIT化や、定期的な媒体による発信の充実に向けて取り組むべきである。
- このほか、運営助言委員会、評価委員会、監事なども、会長等と十分なコミュニケーションを確保し、良好な活動・運営に資するよう設計することが望まれる。

（3）運営助言委員会

- 運営助言委員会には、中期的な活動の方針や予算案の策定、組織の管理・運営などについて、学術会議に対し外部の視点・知見を提供することが期待される。
- 学術会議が国際アドバイザリーボードを立ち上げたことは、海外アカデミーの知見を取り入れるための1つの方法として前向きに受け止める。さらにより良い役割発揮に向けて活動・運営を充実させていくためには、アカデミー外部（学術会議の外の研究者集団）、産業界、その他のステークホルダーの問題意識やニーズを幅広く拾い上げるとともに、組織管理や経営の専門家、会計、広報の専門家など会員ではカバーしきれない分野の人たちから適切なサポートを受けていくことが必要である。このような姿勢を制度的に担保するために重要な意味をもつものとして、運営助言委員会が活用されることを

期待する。

- 運営助言委員会は、会長が実効的な助言を求める専門性と機動性の高い組織として設計・運用されることが望ましく、国立大学の経営協議会や私立大学の評議員会のような大規模な組織にする必要はないと考える。

また、運営助言委員会の委員は、このような制度の趣旨を踏まえて会長が適切に任命すれば足り、法律で細かく規定する必要はないであろう。

(4) 活動・運営の評価等

- 法律に基づいて設立され国からの財政的支援を受ける学術会議について、自律的な活動・運営が負託された使命・目的に沿って行われていることを国民に説明する仕組みが法律により制度的に担保されなければならないこと、学術会議を設立し財政的支援を行う国にも学術会議の活動・運営の合理性を国民に説明できるようにすることが求められることも前述したとおりである。したがって、そのための委員や監事を主務大臣が任命することには十分な合理性があると考えられる。
- 学術会議においてパブリックコメントなどのボトムアップ型の手法を取り入れることも一つの試みとして考えうるが、定常的に組織の在り方を見ていて、必要に応じて議論もしながら深い意見を言うことが期待されている評価・監事とは性格や役割を異にするものである。
- また、ナショナルアカデミーの基本理念との関係でも、評価・監事は学術会議の活動（提言など）の学術的な価値を判断するものではなく、使命・目的に沿って活動していることを国民に説明するためのガバナンスの設計方法の問題であるから、委員や監事の主務大臣任命と矛盾するものではない。逆に、評価される人が評価する人を選び、監査される人が監査する人を選ぶのでは、納得性・信頼性を欠き、評価・監査したことにならないことを理解する必要がある。
- このことは私立学校法の改正趣旨（令和7年4月施行）からも明らかで、

- ・ 理事と評議員の兼職を不可としたのは、執行する側と意見を言う側が同じ人だと意味がないから
 - ・ 監事を理事長による選任から評議員会による選任に改めたのは、チェックされる側がチェックする人を選ぶ仕組みではチェック機能が本当に正しく働くのかという懸念があったから
- という説明が担当官庁から行われている。

- なお、海外アカデミーにおいて評価・監事などに国が関与していないのは、法制度上、アカデミーと国とは相互に依存も拘束もしない関係になっており、契約や委託、補助金等の範囲内でしか相互に義務を負わず、その必要性がないからだとも理解される。
- いずれにせよ、学術会議においては、活動・運営の自律性が尊重されるべきことは言うまでもないが、国民の理解と支持を得て予算を増額して活動を広げていくためにも、自らの活動・運営が使命・目的に沿って適切に行われていることを積極的に外部に示すよう努めていくことが期待される。

(A) 自己点検・評価等

- 学術会議は、毎年、業務、組織・運営、財務の状況などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を評価委員会に報告し、公表することが必要である。
- このような取組の重要性は5.(1)で述べたとおりであり、現在でも行政事業レビューや政策評価などとして行われている。

(B) レビュー委員会（評価委員会）（仮称）

- まず、学術会議の使命・目的及び中期的な活動の方針に照らして行う評価については、学術的な活動（学術的な助言等）の内容そのものを論評するものではないことを十分に認識しておく必要がある。
- その上で、学術会議の活動・運営が使命・目的や中期的な活動の方針に沿って行われていることを国民に説明するための仕組みとしては、アカデミー

としての性格も踏まえれば、活動や運営の実績が年度計画に沿っていたかどうかの確認はいわゆるメタ評価のような方式で行い、中期的な活動・運営については学術会議が行う自己評価をもとにトレースしながら、それが国民に説明できるものであるかどうかを明らかにしていくことが考えられる。

その際のチェックポイントの例としては、使命・目的や中期的な活動の方針を踏まえた課題設定がなされているか、ステークホルダーとコミュニケーションをとっているのか、俯瞰的な議論をしたか、提言発出後に十分にフォローアップが行われたかなどが挙げられている。

このような役割を担う組織の性格に鑑みれば、主務大臣が委員を任命する合議体を設置して行うことになると考えられるが、その趣旨を踏まえれば「レビュー委員会（評価委員会）」といった名称がふさわしいとも言えよう。

- コンテンツではなくプロセスを通じて必要な確認を行おうとする上記のような方法は、プロセス評価とでも呼ぶことができるが、毎年の自己点検・評価を活用したパフォーマンスの確認（メタ評価）と併用し学術会議にとって過重な負担とならないよう留意しつつ、ステークホルダーへの説明・議論を通じて活動・運営の状況を国民に可視化していくことが期待される。
- また、制度設計上の工夫としては、運営助言委員会及び選考助言委員会との有機的な連携を保つため、たとえば両委員会の委員長が評価委員会にオブザーバー参加し、必要な説明や意見を述べることを期待したい。
- なお、中期的な活動の方針に照らして行うレビュー（評価）は、会員任期と同じ6年毎に行われることを想定しているが、新法人が順調に歩み始めたことについて国民や世界から高い評価を得るためにも、逆に、仮に何か不都合があれば解決策を速やかに検討するためにも、初回については、発足後3年を目途に活動・運営の状況を確認することも検討に値するのではないかと考えられる。

(C) 監事

- 監事は、一般に、定款等に従って必要なルールが適切に定められ、定めら

れたルールに基づいて組織が適正に活動しているか、必要なプロセスが踏まれているか、予算執行や財務の状況はどうかなどを見ていくことで、組織の使命・目的の達成に貢献することを職責とするものであり、学術会議においても同様の役割が求められる。なお、当然のことながら、学術会議の活動（提言等）の学術的な価値を審査することや、日々の細かな活動を1つ1つ監視することが業務ではない。

- 運用の実態としても、
 - ・ 監事は法人の長等と緊張関係にありつつ良き理解者でもあり、敵対するものではないこと
 - ・ 業務が適正に執行されていることが証明されることは、法人にとってもメリットであることなどについては、懇談会においても共通認識とされている。

- 監事が、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持することは重要であるが、何よりもこのような監事の役割や実態をよく踏まえた議論が必要だと思われる。我が国の法制度全体から考えると、法律により使命・目的を負託された学術会議については国がその責任において業務執行の適正さをみる監事を選任することが適当である。

- 学術会議からは、学術会議の組織は総会で会長を選出し業務運営に関しては会長を中心とする幹事会に委任するというボトムアップ型の性格を有しており、総会もまた、会長以下の業務執行をチェックする側面もあるのだから、法人に自律的な運営を求めるのであれば、総会もまた監事の任命に関与する仕組みが必要ではないのかという意見があった。

- なお、会長等の職務執行に係るチェック機能を高めるため、学術会議が自ら必要な工夫を施すこと自体は、自主的にガバナンスを高めようとする意思の表明として歓迎される。評価委員会や監事との重複に留意しながら、所要の取組が進められることを期待したい。

たとえば、監事が十分かつ正確な情報に接し役員等の関係者と適切なコミュニケーションをとれる環境を整備することは、監査のクオリティの向上を通じて学術会議にとってもメリットは大きく、そのような方策も一考に値するであろう。

以上の点については、懇談会委員から、他の法人の例を参考にすると、内部に自己点検室とでも言うようなユニットを設け、自主的な点検を進めつつ監事の監査につなげていくことも考えられるのではないかという意見も述べられた。

また、監事と運営助言委員会との適切な連携を図ることで、全体として適切かつ良好なガバナンスの維持・向上が期待できるのではないかと考えられる。

- なお、監事の人数・勤務形態については、常勤3人という法人、非常勤2人の法人など多様な形態が見られ、非常勤だけで監事の職責を果たすのは大変だという考え方もあれば、非常勤の方が引き受けてもらいやすいという指摘もある。そうだとすれば、比較的小規模な法人である学術会議に関しては監事を2人とすることだけを法定し、勤務形態は学術会議の予算額や活動量などを踏まえつつ、状況に応じて決めていくことが適当であると考えられる。

7 むすびに

- 本懇談会は学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するために設置され、学術会議が求められる機能・役割を十分に発揮するためには国とは別の法人として独立性と自律性を高めることが適当であるとの方針の下で、法制化に向けた具体的な検討を進めてきた。
- 本懇談会としては、学術会議の機能強化のために法人化を考える政府と、より良い役割を発揮するための機能強化であれば法人化を否定するものではないという学術会議の主張との間に、もとより大きな隔たりがあった訳ではないと認識している。

○ 1年半近くにわたる懇談会での議論が触媒となり、政府と学術会議に相互理解という名の架け橋をかけることできた。この橋の上で新たな学術会議のイメージを共に抱くことができる日が来ることを懇談会として心から期待したい。

そして、我が国の学術及び学術界の進歩、国民及び我が国社会の発展を担う新たな学術会議の誕生に、本懇談会が多少なりとも貢献できたとすれば幸甚である。

政府と学術会議が適切な関係を築き上げ、世界最高のアカデミーをつくっていく道のりを、懇談会委員一同見守っていくこととしたい。